

臨床研修について

- I 獣医系大学へのアンケート
- II 獣医師、医師及び歯科医師の臨床研修体制

I 獣医系大学へのアンケート（臨床研修について）

1. 獣医師法第16条の2に基づき、診療を業務とする獣医師は6ヶ月以上の臨床研修を受けるよう努めることとされています。獣医師の臨床研修期間や努力規定についてどのようにお考えですか。

<期間について>

- ・6ヶ月間では短い。
- ・6ヶ月間では短いが、受け入れ体制が整っていないので仕方がない。
- ・1年もしくは2年間必要と考える。

<努力規定について>

- ・医師と同じく義務にすべきである。

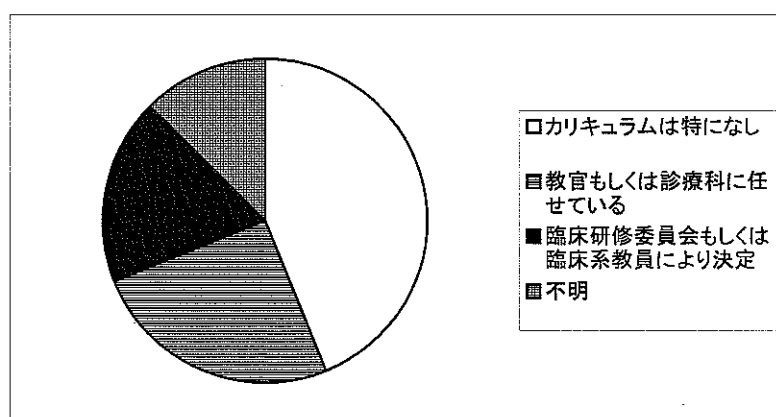
<体制について>

- ・経済的、教育体制の充実及び支援体制が必要。
- ・大学の付属病院における施設、設備、職員の整備が必要。
- ・内科、外科、放射線科と各科をまわり各科で修了証を発行するようなシステムが必要。
- ・大学の付属病院における臨床研修だけでは数的に不足しており、質の審査をクリアできれば、一般の開業診療施設も利用できるようにすれば良いと考える。
- ・臨床研修中の獣医師の収入が問題となる。
(・臨床専門医を養成する卒後教育が必要である。)

2. 貴大学の卒業生の中で、卒業後小動物の診療を業務とする獣医師のうち何%が大学の付属病院で臨床研修を受けていますか。（可能な範囲で結構です）

0－50%

3. ①貴大学で卒後臨床研修を行っている場合、臨床研修のカリキュラムはどのように決めていますか。



- ②現在の臨床研修カリキュラムの内容はどのようなものですか。

- ア) 診療を行うこと以外には特になし。
- イ) 以前、獣医師会が作成したカリキュラムを参考に診療科をローテーションする。前期研修2年間、後期研修2年間の4年間のカリキュラム。
- ウ) 診療科ごとに到達目標に合わせた具体的な研修プログラムを作成している。
- エ) 各診療科担当教員による定期的な講義と個別の技術指導を行う。

4. 貴大学で臨床研修医を受け入れる場合、どのような形で受け入れていますか。

有給で研修医として雇用（13大学）（10－20万円／月もしくは検討中）
 無給（3大学）
 授業料を必要とする研究生等（4大学）
 ＊複数回答あり

5. 平成17年度は、どの程度の研修生を受け入れる予定ですか。

各大学 1～72名（計150名程度）

6. 大学の診療施設で臨床研修を行なう上で、問題点があれば教えてください。

- ・ 卒後臨床研修指針が確立されていない。
- ・ 臨床研修教育スタッフ、施設、設備の不足。
- ・ 有給化への財源不足。
- ・ 国家支援体制がない。
- ・ 患畜数の不足。

7. 貴大学の付属動物病院と協力関係にあるような動物病院はありますか。また、それらの動物病院と共同して臨床研修を実施できるような環境は構築可能でしょうか。

- ・ 共同環境の構築には地方獣医師会との協議が必要。
- ・ 学生の教育という観点からも実施を検討中。
- ・ 本学の診療施設は、二次診療を中心に行っており、紹介病院と本学の研修獣医師を含めた症例検討会を臨床研修の一助としているが、特定の病院と直接的な連携をとることは困難であると思います。
- ・ 組織間で文書化された形での協力関係は現在持っていないが、臨床教員との個人的なつながりでの協力関係が形成されつつある。
- ・ 近隣の比較的診療技術レベルが高い動物病院との連携システムの構築は可能であると考えている。

Ⅱ 獣医師、医師及び歯科医師の臨床研修制度

1. 臨床研修指定施設基準の比較

	獣医師 (6ヶ月)	歯科医師(1年)	
		単独研修	複合研修
施設 ・ 人 員 等 に 関 す る 基 準	公益性を有する他 ①常に勤務する獣医師が4名以上。 ②診療簿等の病歴の管理が適切に行われている。 ③年間の診療件数が臨床研修を行うに十分である。 ④疾病の原因究明のための剖検を行い得る体制。 ⑤臨床検査及び手術を行い得る体制。 ⑥研修に必要な施設、図書、資料の整備。	①開設歴が3年以上 ②歯科を標榜 ③常に勤務する歯科医師が3名以上 ④研修歯科医師数の半数以上の指導歯科医師の確保 ⑤歯科主要設備及び研修歯科医の診療台の確保 ⑥歯科衛生士又は看護婦の適当数の確保 ⑦図書、雑誌の整備及び研修・研究活動	主たる施設(研修は原則8ヶ月) 単独研修方式の施設基準に同じ 従たる施設(研修は原則4ヶ月) ①主たる施設との連携 ②開設歴が3年以上 ③歯科を標榜 ④常に勤務する歯科医師が2名以上 ⑤研修歯科医師数の半数以上の指導歯科医師の確保 ⑥歯科主要設備及び研修歯科医の診療台の確保 ⑦歯科衛生士又は看護婦の適当数の確保
体 制 等 の 基 準	研修体制に関する基準 ①研修指導責任者及び研修委員会を置き、円滑に臨床研修を行い得る体制	研修プログラムに関する基準 ①研修目標、計画、指導体制などを定めた研修プログラムを有する ②研修責任者及び研修委員会の設置	研修プログラムに関する基準 ①研修施設グループ内で研修目標、計画、指導体制などを定めた合同の研修プログラムを有する ②研修責任者及び研修委員会の設置

医師（２年）		
	臨床研修病院の指定基準	病院群による臨床研修病院の指定基準
	臨床研修を行う病院のうち、一般病院については以下に掲げる内容を備えた総合的な病院であることが原則とされること。	「病院群による指定」とは、臨床研修を行う複数の病院を病院群として指定するものである。病院群による指定は、臨床研修において中心となる病院（以下「主病院」という。）と、主病院の機能を補う病院（以下「従病院」という。）について併せて行い、従病院の補う分野を特定する。
施設 ・ 人 員 等	総合的な病院であることが原則 ① 一般病床約３００床以上、又は年間の入院患者実数が３０００名以上であり、かつ、病床数及び患者実数が診療各科に適当に配分されていること。 ② 内科、精神科、小児科、外科、整形外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、及び放射線科の各診療科がそれぞれ独立して設置されていること。 ③ 常勤医師が医療法上の定員を満たしていること。 ④ ２の各診療科について、それぞれ適当数の常勤医師が配置されていること。 ⑤ ２の各診療科毎に十分な指導力を有する指導医が配置されていること。 ⑥ 年間の剖検例が２０体以上であり剖検率が３０％以上であること、又は	病院群に関する基準 ① 主病院と従病院は、相互に診療について機能的な関係があること。 ② 従病院の数は２以下であり、主病院の機能を補う分野が特定されていること。 主病院の基準 以下に掲げる内容を備えた総合的な病院であること。 ① 一般病床約３００床以上、又は年間の入院患者実数が３０００名以上であり、かつ、病床数及び患者実数が診療各科に適当に配分されていること。 ② 常勤医師が医療法上の定員を満たしていること。 ③ 年間の剖検例が２０体以上であり剖検率が３０％以上であること、又はその他剖検に関する数値が相当数以上であること。

その他剖検に関する数値が相当数以上であること。 ⑦ 救急医療の研修が実施できること。 ⑧ 臨床検査室、放射線照射室、手術室、分娩室等の機能を示す数値が相当数以上であること。 ⑨ 研究、研修に必要な施設、図書、雑誌の整備及び病歴管理等が十分に行われていること、かつ、研究、研修活動が活発に行われていること。	④ 研究、研修に必要な施設、図書、雑誌の整備及び病歴管理等が十分に行われていること、かつ、研究、研修活動が活発に行われていること。 従病院の基準 常勤医師が医療法上の定員を満たしている病院であること。なお、大学病院は従病院としない。 主病院及び従病院を併せて満たさなければならない基準 主病院及び従病院を併せて以下に掲げる内容を備えていること。ただし、従病院は主病院を補う分野に限ること。 ① 内科、精神科、小児科、外科、整形外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、及び放射線科の各診療科がそれぞれ独立して設置されていること。 ② ①の各診療科について、それぞれ適当数の常勤医師が配置されていること。 ③ ①の各診療科毎に十分な指導力を有する指導医が配置されていること。 ④ 救急医療の研修が実施できること。 ⑤ 臨床検査室、放射線照射室、手術室、分娩室等の機能を示す数値が相当数以上であること。
--	--

研 修 プ ロ グ ラ ム	① 研修目標、研修計画、指導体制及び その他必要な事項を定めた研修プロ グラムを有すること。 ② 研修プログラムの管理及び評価を行 うため、臨床研修全体についての教 育責任者及び研修委員会を置いている こと。	病院群に関する基準 ① 研修目標、研修計画、指導体制及びそ の他必要な事項を定めた合同の研修プロ グラムを有すること。 ② 研修プログラムの管理及び評価を行 うため、合同の研修委員会を持ち、主病 院の研修における責任が明確であるこ と。 主病院及び従病院の各々が満たさなけれ ばならない基準 研修プログラムに基づく臨床研修につい ての教育責任者及び研修委員会を置いて いること。
--	--	--

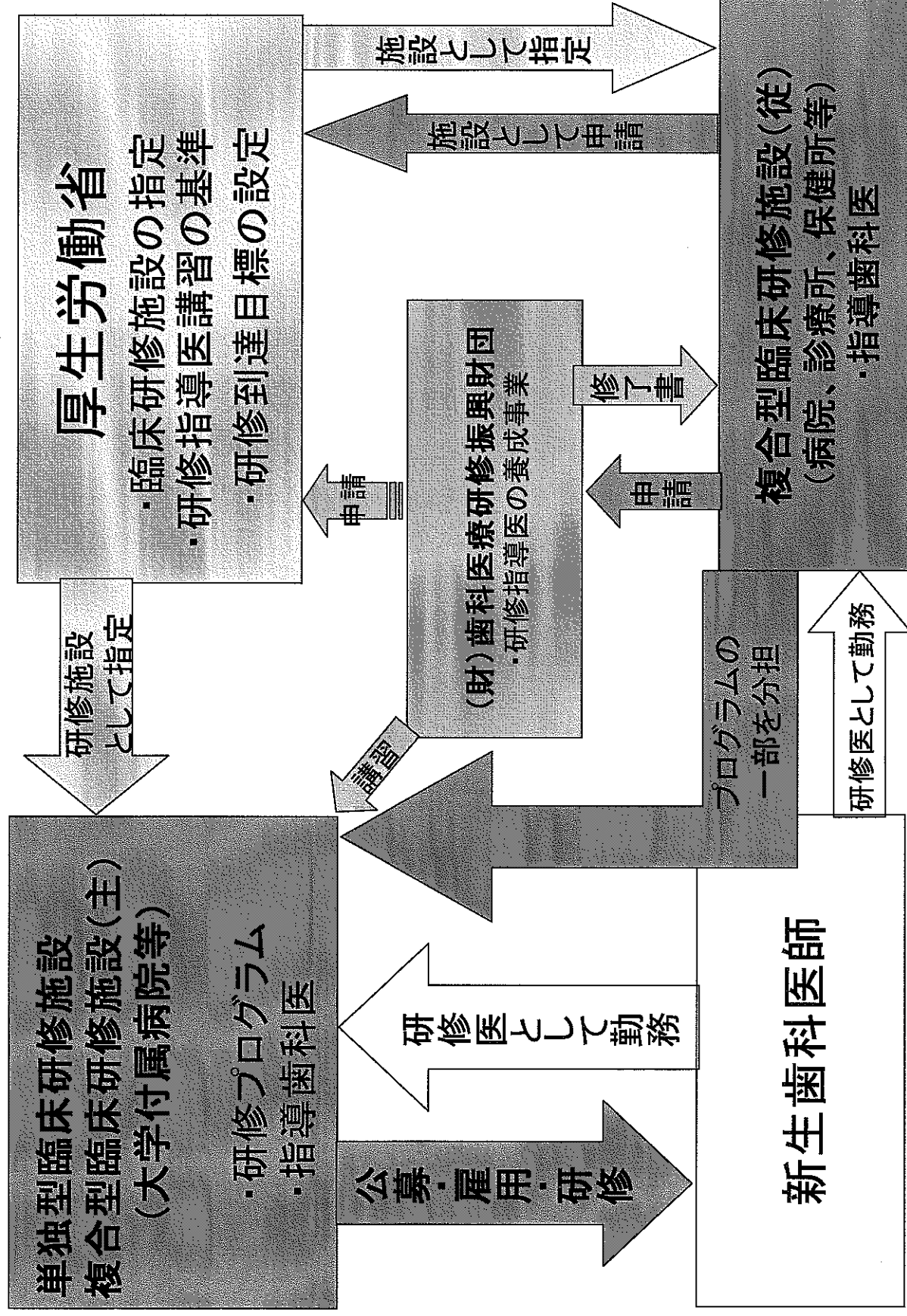
指導医の資格

	歯科医師	医師
必須	①一般歯科診療についての的確に指導し、適正に評価が行えること。 ②臨床経験年数が原則10年程度あること。	
いれか	③歯科医育機関での臨床教員歴を3年以上有すること。 ④指導歯科医講習会を受講していること。 ⑤日本歯科医学会分科会の認定医であること。	①少なくとも10年前後の臨床経験を有し、十分な指導力と最近の2年間ににおいても相応の業績発表を有すること。 ②各専門学会が認定している認定医等の資格を有すること。 ③精神科、皮膚科、泌尿器科、眼科、耳鼻咽喉科、放射線科については少なくとも5年以上の臨床経験を有し、かつその経験、訓練、業績発表等から十分な指導力があると認められること。

設備

歯科医師	医師
歯科主要設備 例 歯科診療台、エックス線装置、吸入麻酔装置、超音波歯石除去器など 図書、雑誌の整備 内外の専門図書及び雑誌を有し、かつ、年間において相当数の図書、雑誌の購入が行われること 宿舍の整備が望ましい	図書、雑誌の整備 内外の専門図書及び雑誌を有し、かつ、年間200万円以上の図書を購入していること 病歴管理 中央病歴管理室が設置され、組織的な病歴管理が行われていること 宿舍の整備が望ましい

歯科医師臨床研修の仕組み



3. 獣医師研修指針策定事業（新疾病等防疫体制強化事業、獣医師研修指針策定事業） の概要

（１）到達目標

（２）研修プログラム

（３）研修カリキュラム

ア）研修の方式：研修は基本的に主要診療科のローテーション方式（前期）で実際の臨床事項を研修する総合診療と特定診療科（専門分野）研修（後期）の組み合わせによる。

イ）臨床カリキュラムの具体的事項：研修カリキュラムは、診療に従事しようとする獣医師にとって必要な実地的な知識・技術で、６ヶ月から２年間に修得すべき事項ならびにレベルを設定する。前期の研修目標は①動物の取扱い方、②飼い主とのコミュニケーション、③すべての臨床獣医師に求められる共通的臨床能力、④動物の状態を正しく把握し、生命維持に必要な的確な処置、⑤診療に必要な情報収集、検査・診断計画、治療計画の作成、ならびに実施、⑥慢性疾患に対する維持管理上の要点の把握、管理計画の立案、⑦すべての情報、診療内容を正しく記録する習慣、⑧他の獣医師あるいは診療スタッフと協調する習慣、⑨転科、あるいは転院時期を判断する能力、などを修得させることである。後期では、各診療科の特色を生かしたカリキュラムを作成する。

ウ）ローテーション方式の研修カリキュラム（総合診療）：前期ローテーション方式の研修カリキュラムには原則として次の条項を含む。

A. 獣医療の社会的事項 ①獣医倫理に関する規範的知識、②獣医師に必要な法的知識、③放射線防護ならびに関連する知識、④動物福祉論、⑤インフォームド・コンセントの実践、⑥動物病院経営概論・経営理論等

B. 獣医学臨床事項* ①一般的診察技術、②外科的処置、③救急対処法、④チーム獣医療、⑤ターミナルケア、⑥分娩介助

*：血液検査、尿検査、糞便検査、細胞診、エックス線検査、心電図、心音図、血圧、内視鏡検査、超音波検査、外科的手術施設

エ）専門分野による特定診療科研修方式のカリキュラム

（４）獣医師卒後臨床研修の実地検討（試行）

研修指導教員の感想

- ・ 研修獣医師の技術レベルに差があるため、その日の診療内容に応じて研修獣医師を各診療科目に割り振るのが实际的である。
- ・ 現診療体制ではローテーション方式は実施しにくい。
- ・ ローテーション方式が望ましいが、各科に在籍する期間が１ヶ月程度では短い。
- ・ レジデント制度を設けて、２－３年目の獣医師が経験の少ない者を指導する体制を作る必要がある。
- ・ 臨床経験のない研修獣医師のために基礎的臨床知識の講義が必要である。
- ・ プログラムは１年間で短すぎる。

ローテーション方式

- ・ 卒業直後の臨床研修としては、環境さえ整えば、ローテーション方式が望ましい。

症例検討について

- ・ 自ら実践してきた臨床技術に理論的な裏づけをもたせるためにも、指導教員との症例検討の機会は貴重なものであり、ぜひとも行うべきである。

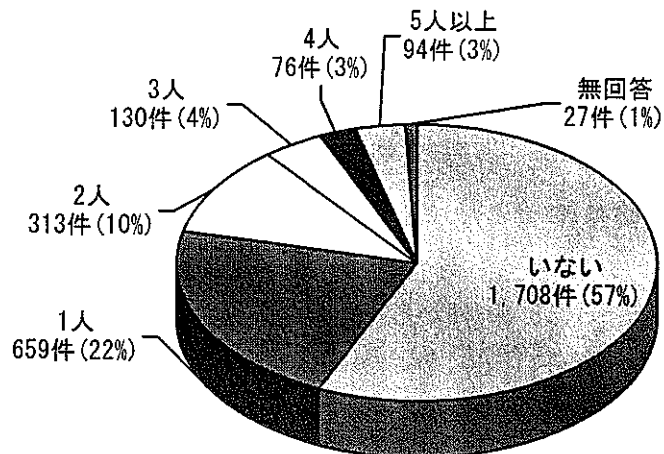
レジデント

- ・ 研修獣医師の実質的指導者として重要

(5) 飼育動物診療施設の概要に関する調査結果

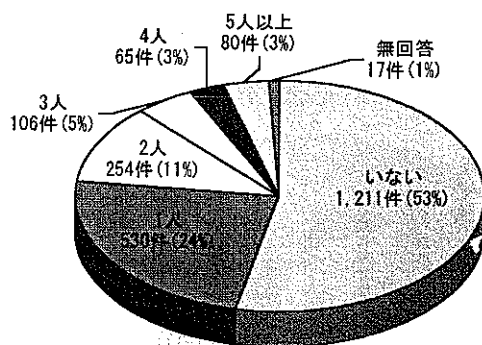
質問3：獣医師である雇用者(あなたの診療施設で働く家族も含みます。)は、何人ですか。

(回答数：3,007件)

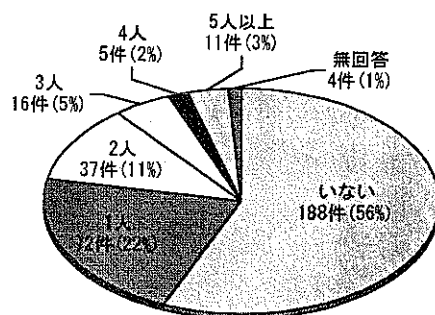


【診療対象動物別構成】

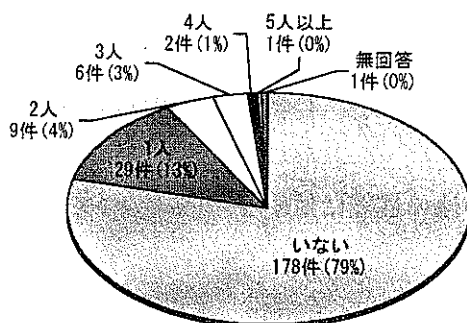
小動物専門
(回答数：2,263件)



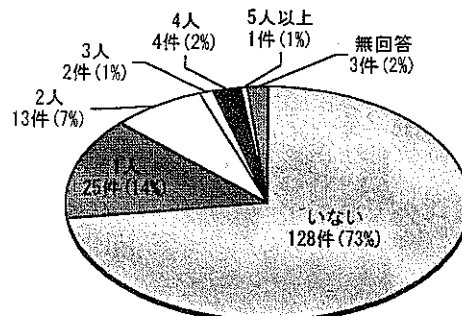
小動物主体
(回答数：333件)



産業動物専門
(回答数：226件)



産業動物主体
(回答数：176件)





日本中央競馬会
特別振興資金助成事業

獣医師卒後臨床研修指針

＜新疾病等防疫体制強化事業・獣医師研修指針策定事業＞

平成12年3月



社団法人 日本獣医師会

は じ め に

近年、獣医師をめぐる社会・経済情勢の変化は著しく、多様化する社会の要請に的確に応えていくためには、獣医師は大学を卒業し、獣医師免許を取得した後も自己研鑽に励み、その成果を社会に裨益していくことが求められるようになりました。このため、平成4年5月に獣医師法の一部が改正され、同法第16条の2に、「診療を業務とする獣医師は、免許を受けた後も、(中略)臨床研修を行うよう努めるものとする」旨が明定されました。

さらに、ますます進歩する獣医学、獣医療に対する社会の期待と信頼に応え、適切な獣医療の提供を続けていくうえでも、また、平成9年4月に一部改正された家畜伝染病予防法に基づく新防疫体制の円滑な導入と実効ある運用を考えるうえでも、獣医師は常に新しい獣医療技術の修得と高度の技術水準を維持するよう、生涯にわたって自らの知識と技術の研鑽に努力を払わなければなりません。

このような背景から、日本獣医師会では日本中央競馬会の資金を財源とする財団法人全国競馬畜産振興会の助成を受けて、平成9年度から11年度の3年間にわたり、獣医師研修指針策定事業を実施し、欧米諸外国等における獣医師生涯教育体制の調査、国内獣医師の意向調査、大学附属家畜病院における卒後臨床研修の実地検討等を行うとともに、その成果を踏まえ、大学卒業後も修得する必要がある課題、内容、方法等を盛り込んだ獣医師生涯教育・卒後研修のあり方等に関する調査、検討に取り組んでまいりました。

この冊子は、獣医師の卒後臨床研修を充実するとともに、実際の臨床経験を体系的に研修し、期待される職業人としての臨床獣医師を養成するなど円滑な卒後臨床研修の推進を図るため、これまでの検討成果を基に、卒後臨床研修の実施機関、研修の実施方法、研修カリキュラムなど、卒後臨床研修を実施する際の基本的な実施要項でもある「獣医師卒後臨床研修指針」としてとりまとめたものです。

本冊子が関係者のみならず、広く獣医界に関心を有する方々の参考に供され、さらなるご理解をいただくとともに、実施の際の一助となることを期待してやみません。

平成12年3月

社団法人 日本獣医師会
会 長 五十嵐 幸男

I. わが国における獣医師の卒後臨床研修体制

診療獣医師は、社会の要請に応え、適切な獣医療の提供を続けていくために、生涯にわたって自らの知識・技術を研鑽し、診療知識・技術を高水準に保たなければならない。獣医師法第16条の2に規定された獣医師の努力目標にも明定されているごとく、「診療を業務とする獣医師は、免許を受けた後も、大学の獣医学に関する学部若しくは学科の附属施設である飼育動物の診療施設又は農林水産大臣の指定する診療施設において、臨床研修を行うように努める」ことが必要である。これら努力目標を果たすことは、高度な専門職として、飼育動物の診療をつうじて社会に貢献する診療獣医師に課せられた課題であり、必須の事項でもある。

獣医師の卒後臨床研修は、獣医師の生涯教育(卒後臨床研修、継続教育、専門医養成教育)の一つとして位置付けられるものではあるが、継続教育や専門医教育と同様、独立したものではない。卒前教育を含めて、他の生涯教育と有機的に連携し、それぞれの役割を担って実施されなければならない。卒後臨床研修の目的は「診療に従事しようとする、獣医師免許取得直後、あるいは取得してまもない獣医師を対象に、幅広い基本的な診療能力を身につけるための研修」である。すなわち、大学教育の不足を補完するものではなく、卒前教育で修得した知識・技術を、動物医療の基本理念に則って、臨床実務にいかに応用するか、あるいは様々な臨床経験をどのように体系付けるか、などを研修するものである。

1. 獣医師卒後臨床研修体制の検討の背景

獣医師が新たな防疫制度への的確な対応を含む適切な獣医療の提供を続けていくため、大学卒業後の獣医師免許取得後に修得する必要がある課題、内容、方法等を体系的に盛り込んだ研修指針を策定することとして、日本獣医師会内に大学および学識経験者等の委員からなる検討会を設置した。検討会では、3年間にわたって欧米諸外国等における獣医師生涯教育体制の調査と教材等の情報を収集し、あわせて国内獣医師の意向調査、大学附属家畜病院における卒後臨床研修の実地検討等を行うとともに、その成果を踏まえ、獣医師卒後臨床研修に関する基本構想と研修指針をとりまとめた。

2. 獣医師卒後臨床研修に関する基本構想の要旨と提言

卒後臨床研修については、平成4年に改正された獣医師法にも明定されているように、診療を業務とする獣医師は免許取得後も農林水産大臣の指定診療施設および大学附属家畜病院において「臨床研修」を積むように努力することとされている。しかし、臨床研修に必要な研修指針、いわゆる研修カリキュラムについては、産業動物獣医師に関しては、社団法人全国家畜産物衛生指導協会が事業主体となり臨床研修事業を実施しており、この事業の一環として全国統一的な研修カリキュラムが策定されているが、近年、臨床分野に進む新規卒業者の過半数を占めることとなった小動物臨床獣医師に対しては、公的補助事業の対象にはなじまないこと、求められる獣医療に多様性があることなどから、統一的な卒後臨床研修システムが明確となっていない状況にあった。

一方、本事業関連で実施した欧米における調査結果から、これらの国々では大学卒業後直ちに臨床獣医師として活動できるよう、獣医学教育の最終段階における十分な臨床技術教育、あるいはインターンなどの名で知られている卒後臨床研修制度を持つことが半ば常識化されている。しかしわが国にあっては、法制度が

異なり、免許取得前の大学における実務的臨床においては診療行為に制約があることから、医学系にあるような卒後臨床研修体制の実現が大学の臨床関係教員からも強く要望されているところである。このことを考えると、とくにわが国においては、獣医師の卒後臨床研修指針の充実こそ関係者の理解・支援のもと、是非とも早急に実現するよう努力するべきものと考えられる。

具体的には、6大学において実施した臨床研修の試行結果ならびに全国獣医師に対する意向調査の結果をも勘案して、獣医師法では6ヵ月以上とされている臨床研修に関する全国統一的、かつ具体的な臨床研修の指針を策定するとともに、わが国獣医師の望ましい卒後臨床研修プログラムの姿を基本構想として示すこととしている。ここでの望ましい姿としては、大学の附属家畜病院等において、主要診療科のローテーション方式によるオールラウンドの研修と希望する特定分野の重点的研修とを組み合わせたプログラムを2年間実施する方式が好ましいと考えられる。これは卒業時に平均的に身につけている臨床技術水準が欧米のそれにくらべて十分でないとの調査結果、ならびに全般的臨床研修のほかに特定分野への高い関心を持つ者が比較的多いという国内の調査結果に基づいたものである。

さらにこのプログラム内容としては、単に基本的診療技術の習得を目標とするだけではなく、診療した症例に対する掘り下げた症例検討、各種セミナー等による高度の臨床知識の習得等に加えて、職業倫理や動物の飼育者への対応など、獣医師が職業人・社会人として身につけるべき素養の涵養についても十分に配慮する必要がある。

なおこの卒後臨床研修プログラムは、6年制教育を終了し、免許を取得した獣医師を対象とするものであることから、研修の途次とはいっても有給制にするべきであり、少なくとも生活に必要な最小限の報酬が支払われることが望ましい。また、本研修プログラムは、診療獣医師を志す獣医師全員が参加できるような体制が望ましく、卒後臨床研修への参加実績を踏えつつ将来的には、診療獣医師に対して必修とする体制をも検討する必要がある。さらに、早急に取り組むべき対象分野としては、公的研修事業になじまないため全国統一的なカリキュラムに基づく研修が行われておらず、かつ今般の家畜伝染病予防法の改正で新たな対応が求められるようになった小動物臨床分野であるが、産業動物臨床分野についても、2年間実施方式の研修を検討すべきであろう。

いうまでもないことではあるが、ここに提言する獣医師卒後臨床研修を実施するためには、このような方式が元来欧米の診療技術水準を見据えて検討されたものでもあり、当然のことながらその実施機関の中心となる大学附属家畜病院における施設、陣容の充実、ならびに診療体制の整備と規模の拡大等が国際水準に達することが必須の条件である。

以上がわが国における獣医師卒後臨床研修の基本構想の骨子であるが、諸外国の例をみるまでもなく、これらは決して大学における獣医学教育から独立したものではない。大学における獣医学教育において、学生教育だけでなく獣医師の生涯教育を視野にいたった陣容・施設の整備・充実が図られてこそ、獣医師の生涯教育の円滑な実施・運営が可能となり、社会の要望に応えうる獣医師を教育する獣医学教育本来の目的が始めて達成されるものである。そのため、日本獣医師会は財政支援を含めて本研修構想の実施に向けて関係機関に働きかけ、積極的推進を図るべきであろう。

Ⅱ. 獣医師卒後臨床研修指針

近年、獣医学あるいは関連分野の著しい進歩に伴って、獣医学臨床教育では専門分野別への細分化が進められており、より専門知識を活かした教育体制ならびに診療体制へと変遷する傾向にある。しかしながら、大学教育における臨床教育では、時間数、実施方法、内容など数々の問題点や、獣医師免許取得前であることによる法的制約により実践的診療技術の修得が十分に行われていない状況にある。一方、多様化する社会的な要請とも相まって、臨床獣医師が第一線で基本的に要求される知識・技能は、極めて広範囲に及んでいる。

卒後臨床研修は、獣医師法第16条の2に基づいて行う「診療に従事しようとする獣医師免許取得直後、あるいは取得してまもない獣医師が、幅広い基本的な診療能力を身につけるための研修」である。すなわち、大学卒業後の臨床獣医師が社会の期待に応えて診療を行うために、大学教育で修得した知識・技術を、動物医療の基本理念に則って臨床業務に応用する過程に習熟するとともに、それに必要な実際の臨床経験を体系的に身につけるための研修である。

1. 卒後臨床研修の背景

卒後臨床研修は上述した目的で欧米においても実施されているが、欧州と米国では若干異なっている。すなわち、米国ではいわゆるインターン制(1年間、ローテーション方式)とした制度で専門医教育の前段階として位置付けられ、研修修了後の研修生はいわゆるレジデント(レジデント制: 2~4年間、専門医教育)として専門医教育をうける。近年、米国ではインターンは有給であるが、1年間しか在籍しないため、実施機関にとってメリットが少ないとして、大学等の附属病院は研修実施機関としての研修医の受け入れを減少させる傾向にある。また、これは獣医大学における卒前教育で、臨床実務は十分に達成出来ているとする考えにもよる。これら大学等附属病院に代わって、専門医を有する民間の診療施設(動物病院)が研修機関として主流となる傾向が広がってきている。また、欧州では、米国と同様のいわゆる専門医教育の前段階であるインターン制(引き続くレジデント制)と、各国それぞれ異なった方式による卒後研修(1~3年間)の2つの方法で実施されている。

一方、わが国の診療獣医師は卒後臨床研修(大学附属家畜病院等で実施し、有給で、期間は6ヵ月以上から2年間とし、ローテーション方式と特定診療科目の組み合わせ方式が望ましい)を強く希望している。この背景には、わが国の獣医系大学における卒前教育では臨床実務の実践が十分に達成出来ていないことを表している。しかしながら大学における卒前教育に、ここでいう卒後臨床研修の内容を含んだ教育を望むことは、わが国においては獣医師免許取得前の学部学生の獣医療行為に対しては法的制約があること、臨床系教員数の少ないこと、などの点から不可能である。

したがって、わが国における卒後臨床研修を実施するうえでは、大学ならびに獣医師会等の関係者が一体となって、文部省、農林水産省等の協力を得ながら、診療獣医師に課せられた努力目標の達成、すなわち獣医師の生涯教育の一貫として位置付けられる「卒後臨床研修」を実施していくことが求められており、こうした背景から大学の臨床系教官および学識経験者等からなる「獣医師研修指針策定検討会」を設置し、獣医師卒後臨床研修を実施していくうえのガイドラインとなる指針をとりまとめた。

2. 卒後臨床研修の目的

卒後臨床研修の目的は、「将来的に診療に従事しようとする獣医師免許取得直後あるいは取得してまもない

い獣医師を対象に、罹患動物を広く体系的に診療する実際的な診療能力を身につけるための研修」である。すなわち、免許取得後の臨床獣医師が社会の期待に応じて診療を行うために、大学教育で習得した知識・技術を動物医療の基本理念に則って臨床実務に応用する過程に習熟するとともに、それに必要な実際的な臨床経験を体系的に身につけるための研修であり、後述する「期待される獣医師像」の要件を満たした診療獣医師の養成にあるといえる。

3. 卒後臨床研修の目標

卒後臨床研修の主旨は、実際の診療に必要な技術に習熟し、日常遭遇する疾患ならびに緊急を要する疾患に十分精通した獣医師であるとともに、(1) 生涯教育を受ける習慣およびその必要性を理解する、(2) 診断・診療に対する科学的妥当性および探求能力をもつ、(3) 獣医療に対する高い倫理観と豊かな人間性を有する、(4) 社会貢献に対する高い使命感と強い責任感をもつ、(5) 他の獣医師と連携する協調性をもつ、(6) 後輩の獣医師に対する指導能力を有するなど、社会人として望ましい、また社会から期待される獣医師像の基礎を身につけた職業人を育成することである。

研修の目標は、研修の主旨を理解し、(1) 飼い主の要望への対応、飼い主に接する態度を学ぶ、(2) 罹患動物の問題点を正しく把握し、解決する能力を身につける、(3) 科学的な思考力、応用力、判断力を身につける、(4) 卒前教育で修得した基本的知識・技術を実際の診療をつうじて体系化する、(5) 総合的な視野ならびに創造力を身につける、(6) チーム獣医療を身につける、(7) 暖かい人間性と広い社会性を身につける、などである。

これらの中には卒前教育で既に修得されるべきものも含まれるが、免許取得後の臨床経験ををつうじて、生涯にわたり必要な職業人としての基盤を実体験として修得する研修と位置付ける。

4. 卒後臨床研修の円滑な推進

日本獣医師会、全国大学家畜病院運営協議会、全国獣医大学代表者会議、その他関係機関の代表などで構成される「協議機関」などを設けて、卒後臨床研修体制の円滑な推進を図る。

5. 卒後臨床研修の対象

臨床研修は、診療に従事しようとする獣医師免許取得直後あるいは取得して間もない獣医師を対象とし、原則として希望者全員が参加できるものとする。

6. 卒後臨床研修の実施機関

臨床研修を実施する機関は、大学附属家畜病院および獣医師法第16条の2に規定される農林水産大臣が指定した診療施設とする。

農林水産大臣が指定する臨床研修施設については、畜産局長通達に指定基準が定められているが、実施機関の指定基準としては畜産局長通達にとどまらず、実施機関の中心となる大学附属家畜病院の施設、陣容の充実、ならびに診療体制の整備や規模の拡大等が国際水準に達するよう、研修指導者(人数、資格など)、施設・設備(研修の目的に合致した施設・設備)、診療症例数の充実などについても検討していく。

また、実施機関としては内科、外科などの主要診療科の研修指導専門医を擁することが望ましいが、専門医養成が確立するまでの間は、大学等で当該診療科目の教育・診療を専門に担当している教員が研修指導に当たるなど努力する。

なお、将来的には希望者全員を受け入れられるよう、臨床研修を行う診療施設の充実等環境整備に努めるよう、日本獣医師会は関係機関に働きかけることとする。

7. 卒後臨床研修の内容

獣医師は単に疾病を治療するだけでなく、飼い主の抱える心理的・社会的問題についても的確に認識・判断し、対処することが必要である。インフォームド・コンセントをはじめ、獣医師にはコミュニケーション能力の向上も求められている。また、獣医学・獣医療の著しい進展にともなって、より一層、広範囲かつ専門的な知識・技術も必要とされている。したがって、卒後臨床研修の内容はこれらの要求に沿ったものでなければならない。

1) 到達目標

卒後臨床研修の到達目標は、基本的にはインフォームド・コンセント、倫理などを含む「獣医療の社会的事項」ならびに診察法、検査法などを含む「獣医学の基本的臨床事項」を修得することにあるが、その内容については適宜見直していくことが必要である。

2) 研修プログラム

研修獣医師受け入れ機関は社会から期待される獣医師像をめざして、時代に則し、以下の項目に配慮した研修プログラムを作成することが望ましい。

(1) 実施機関・施設名

(2) 施設の概要

(3) プログラムの目的と特徴

(4) プログラムの管理・運営体制

(5) 定員(収容定員:各診療科指導獣医師一人当たり1～2名)

(6) 研修カリキュラム(全体および各診療科ごとの研修カリキュラム)

(7) 研修獣医師の評価法ならびに評価

(8) 研修カリキュラム修了の認定

3) 研修カリキュラム

ア. 研修の方式:研修は、基本的に主要診療科のローテーション方式(前期)で実際の臨床事項を研修する総合診療と特定診療科(専門分野)研修(後期)の組み合わせによる。

〈研修方式の参考例示〉

前期:実際の臨床事項について研修する。

研修獣医師	4－5月	6－7月	8－9月	10－11月	12－1月	2－3月
A	総合診療 (内科系)	総合診療 (内科系)	総合診療 (外科系)	総合診療 (外科系)	外科手術	診断技術
B	総合診療 (外科系)	総合診療 (外科系)	外科手術	診断技術	総合診療 (外科系)	総合診療 (内科系)
⋮						

後期:希望する各専門診療科を中心に研修する。

研修獣医師	4－5月	6－7月	8－9月	10－11月	12－1月	2－3月
A	内 科	内 科	内 科	代謝病科	放射線科	循環器科
B	皮膚科	神経科	循環器科	外 科	外 科	外 科
⋮						

イ. 研修カリキュラムの具体的事項：研修カリキュラムは、診療に従事しようとする獣医師にとって必要な実地的な知識・技術で、6ヵ月から2年間に修得すべき事項ならびにレベルを設定する。

前期の研修目標は① 動物の取り扱い方、② 飼い主とのコミュニケーション、③ すべての臨床獣医師に求められる共通の臨床能力、④ 動物の状態を正しく把握し、生命維持に必要な的確な処置、⑤ 診療に必要な情報収集、検査・診断計画、治療計画の作成、ならびに実施、⑥ 慢性疾患に対する維持管理上の要点的把握、管理計画の立案、⑦ すべての情報、診療内容を正しく記録する習慣、⑧ 他の獣医師あるいは診療スタッフと協調する習慣、⑨ 転科、あるいは転院時期を判断する能力、などを修得させることである。

後期では、各診療科の特色を活かしたカリキュラムを作成する。

ウ. ローテーション方式の研修カリキュラム(総合診療)：前期ローテーション方式の研修カリキュラムには原則として次の項目を含む。

A. 獣医療の社会的事項

獣医療は、第一義的には飼育動物に係わる疾病等の診断と治療・処置を意味するが、これに加えて疾病等の予防、健康管理、飼育者に対する動物の保健衛生指導、さらには動物の心理、習性、生産機能等を尊重しつつ、飼育者の要望・要請に対応する必要がある。したがって、獣医師が診療業務に従事するに当たっては、常に飼育動物の飼育者の気持ちをふまえて動物に接することが必要で、安易な商業主義に走ることは厳に慎まなければならない。獣医療の社会的事項には獣医療の倫理・規範的知識、放射線防護を含む法的知識、動物福祉などが含まれる。

①獣医倫理に関する規範的知識：獣医療に携わる者として必要な倫理観、人間性と広い社会性、飼育者の要望に対する対応・態度、獣医療過誤に対する心構えなどについて

②獣医師に必要な法的知識：獣医師法、獣医療法、家畜伝染病予防法、薬事法、狂犬病予防法、動物愛護に関する法律などの関連法規について

③放射線防護ならびに関連する知識：獣医療法のうち放射線防護に関連する施行規則、放射線障害防止法、労働衛生安全法(電離放射線障害防止規則)について

④動物福祉論：獣医師は動物に関する専門家として、その保護・福祉に対して指導的立場が要求されていることから、動物福祉の原則である、飢えと渇き、肉体的不快感および苦痛、傷害および疾病、ならびに恐怖および精神的苦痛からの開放、本来の行動様式に従う自由など、動物福祉および人への危害防止等を含めた動物の適切な管理について

⑤インフォームド・コンセントの実践：インフォームド・コンセントの実践(診断と治療方針、病態と薬剤の選択、薬剤の内容、投与方法と副作用、栄養管理などについて飼育動物の飼育者への説明と同意、診療料金などの説明)などについて

⑥動物病院経営概論・経営理論等：経営倫理、経営哲学、会計・税務処理、診療料金の設定と請求などについて

B. 獣医学の基本的臨床事項(各診療科における基本的な事項も含めて修得する)

①一般的診察技術

・診察法

a. 一般診療総論(診療に対する心構えなど)：インフォームド・コンセント(説明と同意)の重要性を認識し、飼育者とのより良き信頼関係の構築・継続、対話形式などを修得する。

b. 稟告の聴取：最も基本である現病歴、既往歴、症状など問診による聴取などを修得し、飼育者とのコミュニケーションを図る。

c. 身体検査：視診、聴診、触診、打診など全身の診察法の修得と主要な所見の把握。

- d. 診療記録：カルテの記載事項，方法など診療記録の重要性を修得する。
- e. 問題志向型診療アプローチ：主症状から判断した情報収集，検査・診断計画，治療計画の作成ならびに実施などを修得する。
 - ・臨床検査法(必要に応じて検査を実施し，解釈できる能力を修得する)
 - a. 血液一般検査
 - b. 血液化学検査
 - c. 尿検査
 - d. 糞便検査
 - e. 細胞診，など
 - ・X線検査法(必要に応じて検査を実施し，解釈できる能力を修得する)
 - a. X線診断(装置の操作法，増感紙，グリッド，撮影条件，画像処理，撮影体位，保定など)
 - b. X線読影法(頭部，頸部，胸部，腹部，泌尿器，骨・関節，など)
 - c. 各種造影法，など
 - ・理学的検査法(必要に応じて検査を実施し，解釈できる能力を修得する)
 - a. 心電図・心音図
 - b. 血圧，など
 - ・内視鏡検査法(必要に応じて検査を実施し，結果を解釈できる能力を修得する)
 - a. 消化管
 - b. 腹腔，など
 - ・超音波検査法(必要に応じて検査を実施し，結果を解釈できる能力を修得する)
 - a. 心臓
 - b. 肝臓
 - c. 腹部臓器，など
 - ・採血法 臨床検査あるいは病態把握に必要な各種の採血法(静脈血，動脈血)の適応決定と実施
 - ・注射法 治療に必要な各種注射法(皮内，皮下，筋肉内，静脈内，動脈内，点滴法，静脈確保など)の適応決定と実施
 - ・輸血，輸液法 輸血，輸液療法の手技の修得と，適応決定と実施
 - ・穿刺法 臨床検査あるいは治療に必要な各種穿刺法(胸腔，腹腔，関節腔，など)の適応決定と実施
 - ・採尿・導尿法 臨床検査あるいは治療に必要な各種採尿法，導尿法の適応決定と実施
 - ・処方・薬物療法 基本的な内科的治療法(薬剤の処方，投与法，食餌療法を含む)の適応決定と実施
- ②外科的処置
 - ・外科手術に対する心構え
 - ・滅菌・消毒法 無菌的処置の際に必要な各種の滅菌法，消毒法についての知識・技術，手術野の滅菌などの知識・技術の修得と実施
 - ・局所麻酔と全身麻酔法 基本的な麻酔法の実施と副作用に対する処置
 - ・簡単な外科手技 切開，止血，摘出，縫合，包帯などの適応決定と実施
 - ・基本的な外科手術 基本的な外科手術手技の修得，適応決定と実施
 - ・術前・術中・術後の管理 手術前，術中，術後の対象動物に対する管理法，管理能力の修得と実施
- ③救急対処法 救急疾病に対する初期診療における臨床能力を修得する。バイタルサインの把握，蘇生法に対する知識，技術の修得(挿管法，人工呼吸法，心マッサージ，除細動，対ショック療法などを含む)と実施

④チーム獣医療 診療におけるチーム獣医療の重要性を理解，対応方法の修得と実施

⑤ターミナルケア 末期動物に対して，適切な獣医学的管理を行ううえで必要な知識，技術，管理能力の修得と実施

⑥分娩介助 正常分娩介助に対する知識，技術の修得と実施

エ．専門分野による特定診療科研修方式のカリキュラム

後期特定診療科研修方式のカリキュラムは，原則として実施機関が研修目標を定めて各診療科の特色を活かしたカリキュラムを作成する。

8. 卒後臨床研修の実施期間

臨床研修の実施期間は獣医師法施行規則第10条の2に規定される6ヵ月以上(2年間程度が望ましい)で，研修獣医師を受け入れる診療科ごとに研修目標に到達できる期間を確保する。到達目標が達成できるのであれば，その期間については実施機関の責任により自主性を重んじる。

9. 卒後臨床研修成果の評価

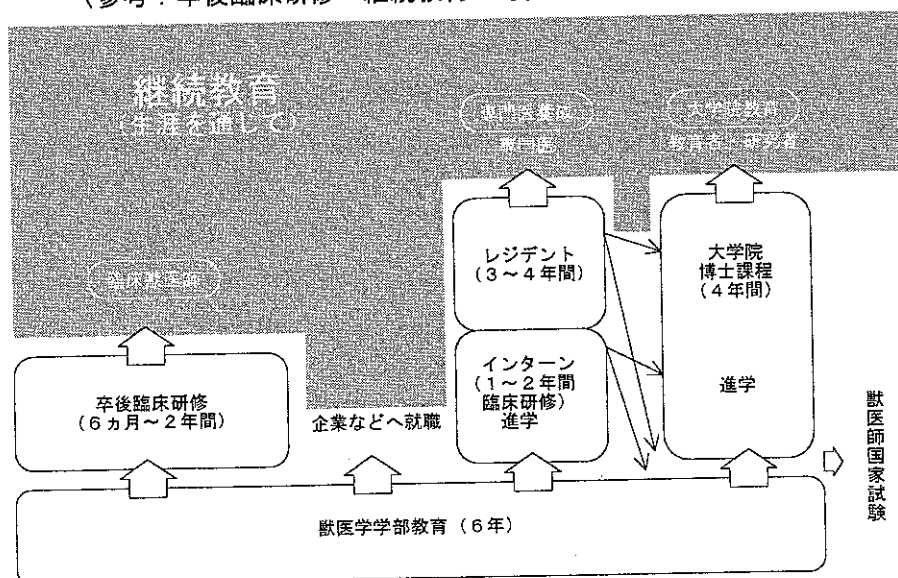
研修成果の評価は以下の方式に基づく。

- 1) 各研修獣医師は研修記録を作成し，自己評価を行う。
- 2) 研修記録，自己評価に基づき指導医が評価する。
- 3) 研修記録，研修獣医師の自己評価，指導医の評価に基づきプログラム指導者が評価する。
- 4) 実施機関の長は研修を修了した者に修了証書を交付する。なお，実施機関により研修成果に著しい差違が生じないように，横断的な評価も行う。

10. 研修獣医師の処遇

研修獣医師は有給とし，少なくとも生活が可能な程度(月額15万円程度)を原則として有給で雇用者から派遣される者を除き，実施機関が支給する。なお，これら研修費用等，財政的支援に関しては日本獣医師会が関係機関に積極的に働きかける。

〈参考：卒後臨床研修・継続教育・専門医養成教育の位置づけ〉



Ⅲ. まとめ

獣医師の「卒後臨床研修」は獣医師法第16条の2の獣医師の努力目標にも明定されているごとく、「診療を業務とする獣医師は、免許を受けた後も、大学の獣医学に関する学部若しくは学科の附属施設である飼育動物の診療施設又は農林水産大臣の指定する診療施設において、臨床研修を行うように努める」こととされており、新卒獣医師に対する社会の最小限の要求水準と考えられる日常遭遇する疾患などに対する十分な知識・技術を有し、対応できる獣医師の育成を基本的な目的としている。

欧米諸外国等における獣医師卒後臨床研修体制は、現在のところ必ずしも全てが統一されたものではない。したがって、わが国における獣医師生涯教育・卒後研修を考えるうえでは、諸外国の現況を参考に、国際的な水準に見合った、わが国の特色を生かした研修体制を実施することが望ましい。すなわち、「卒後臨床研修」は、獣医学教育体制の抜本的拡充・整備を待って、その位置付けや研修プログラムを設定していたのでは遅く、米国あるいはヨーロッパの専門医養成教育の前期(インターン制度)に類似した、あるいはスウェーデンで実施しているような動物種別の研修(1年間ローテーション方式)などの教育制度として早期に充足させることが必要であろう。このうえに各専門分野に関する研修(3年間、レジデント制度に相当)を将来的に積み上げ、「専門医」像を明確にするとともに、その目標を定め「専門医養成教育」を形作る方法が良いと思われる。一方、「継続教育」は現職にある獣医師が自己研鑽することによって、その知識・技術を維持あるいはより高いレベルに引き上げようとするものである。

なお、獣医師の卒後教育として大学院教育が古くから行われているが、本来の目的が研究者・教育者養成であるため、臨床獣医師を主な対象とする今回の生涯教育卒後研修の中には加えていない。しかしながら、専門医養成教育体制が確立された場合には、研究活動も専門医養成教育プログラムに含まれることを考慮して、専門医養成教育と大学院教育とをある程度平行して履修できる体制も検討する必要があるだろう。高度の臨床経験を持った研究者・教育者に対する社会的な要求は、決して少なくないものと考えられる。

大学および学識経験者等の委員会からなる検討会では、3年間にわたって欧米諸外国等における獣医師生涯教育体制の調査、国内獣医師の意向調査、大学附属家畜病院における卒後臨床研修の実地検討等を行うとともに、その成果を踏まえ、獣医師卒後臨床研修指針をとりまとめたものであるが、これらは決して大学における獣医学教育から独立したものではない。大学における獣医学教育に、獣医師の生涯教育を視野に入れた整備・充実が図られてこそ、獣医師生涯教育の円滑な実施・運営が可能となり、社会の要望に応え得る臨床獣医師の養成が始めて達成されるものと考えられる。

参考資料

平成4年5月に一部改正された獣医師法の臨床研修関係条文を抜粋した。

○獣医師法(抜粋)

(臨床研修)

第16条の2 診療を業務とする獣医師は、免許を受けた後も、大学の獣医学に関する学部若しくは学科の附属施設である飼育動物の診療施設(以下単に「診療施設」という。)又は農林水産大臣の指定する診療施設において、臨床研修を行うように努めるものとする。

2 農林水産大臣は、前項の指定をしようとするときは、あらかじめ、獣医事審議会の意見を聴かなければならない。

(臨床研修の報告)

第16条の3 前条第1項に規定する診療施設の長は、当該診療施設において同項の臨床研修を行つた者があるときは、当該臨床研修を行つた旨を農林水産大臣に報告するものとする。

(農林水産省令への委任)

第16条の4 前2条に規定するもののほか、第16条の2第1項の臨床研修の実施の期間及び診療施設の指定、前条の規定による報告その他の臨床研修の実施に関して必要な事項は、農林水産省令で定める。

(臨床研修の実施に関する援助)

第16条の5 農林水産大臣は、第16条の2第1項の臨床研修の円滑な実施を図るため、同項に規定する診療施設の長に対し、必要な資料の提供、助言、指導その他の援助を行うよう努めなければならない。

○獣医師法施行規則(抜粋)

(臨床研修の実施期間)

第10条の2 法第16条の2第1項の規定による臨床研修の実施の期間は、6ヵ月以上とする。

(診療施設の指定)

第10条の3 農林水産大臣は、法第16条の2第1項の規定により診療施設の指定をしようとするときは、当該診療施設の開設者の同意を得るものとする。

(指定の取消し)

第10条の4 農林水産大臣は、法第16条の2第1項の規定により指定した診療施設が臨床研修を行わせるのに必要な条件を欠くに至つたと認めるときは、その指定を取り消すことができるものとする。

2 農林水産大臣は、前項の規定により指定の取消しをしようとするときは、あらかじめ、獣医事審議会の意見を聴かなければならない。

(報告)

第10条の5 法第16条の3の規定により行う診療施設の長の報告は、毎年5月31日までに、前年4月1日から1年間に行つた臨床研修の実施の期間及び参加人数について行うものとする。

○臨床研修診療施設の指定基準(農林水産省畜産局長通知 平成4年9月21日付)

獣医師法の一部を改正する法律(平成4年法律第45号)の施行にともない、診療を業務とする獣医師は、免許を受けた後においても大学の獣医学に関する学部若しくは学科の附属施設である診療施設又は農林水産大臣の指定する診療施設において臨床研修を行うよう努める旨の規定が追加され(獣医師法(昭和24年法律第186号)第16条の2第1項)、農林水産大臣は、診療施設を指定しようとするときは、あらかじめ、獣医事審議会の意見を聴かなければならないこととされた(獣医師法第16条の2第2項)。

今般、農林水産大臣が診療施設を指定するに当たり、その基準とする臨床研修診療施設指定基準を獣医事審議会における検討結果を受け別記のとおり定めるとともに、臨床研修診療施設の指定に係る申請手続き等を下記のとおりとしたので、了知されるとともに、関係者へ周知徹底に遺憾のないようにされたい。

記

1. 獣医師法第16条の2第1項の規定に基づく農林水産大臣の臨床研修診療施設の指定を受けようとする診療施設の開設者は、平成4年度にあつては9月30日まで、平成5年度以降にあつては毎年7月31日までに、別記様式第1号又は第2号の申請書を都道府県知事を経由して農林水産大臣に提出するものとする。
2. 農林水産大臣は、前記1の申請書を提出した診療施設の中から臨床研修を実施するのに適当と認められる診療施設を臨床研修診療施設として指定するものとする。
3. 農林水産大臣は、獣医師法第16条の2第1項の規定により診療施設の指定をしようとするときは、獣医師法施行規則(昭和24年農林水産省令第93号)第10条の3の規定に基づき当該診療施設の開設者の同意を得るものとされているが、当該同意については、前記1の申請書の提出をもって同意がなされたとみなすものとする。
4. 獣医師法第16条の規定に基づき農林水産大臣の指定を受けた診療施設の開設者は、当該施設を廃止する等により臨床研修を実施できなくなった場合は、速やかに農林水産大臣にその旨を報告するものとする。

(別記) 臨床研修診療施設の指定基準

1. 臨床研修診療施設は、公益性を有する施設であることに加え、以下に掲げる要件を備えたものであること。
 - (1) 常時診療業務に従事する獣医師が4名以上いる施設であること。
 - (2) 臨床研修の実施に当たり研修指導責任者及び研修委員会を置き、円滑に臨床研修を行い得る体制にある施設であること。
 - (3) 診療簿等の病歴の管理が適切に行われていること。
 - (4) 年間の診療件数が臨床研修を行うに十分である施設であること。
 - (5) 疾病の原因究明のための剖検を行い得る体制を有していること。
 - (6) 臨床検査及び手術を行い得る体制を有していること。
 - (7) 研修に必要な施設、図書、資料の整備が適切に行われていること。
2. 複数の診療施設が統一的な臨床研修計画に基づき臨床研修を相互に連係して実施する場合は、複数の診療施設を臨床研修診療施設群(共同して臨床研修を行う診療施設)として指定することができる。この場合、診療施設群は、群として、前記(1)の②から⑦までの要件を備えるとともに、次に掲げる要件を備えたものであること。
 - (1) 診療施設群には、基幹診療施設を置くものとし、基幹診療施設と他の診療施設とは相互に臨床研修について連携ができる体制にあること。
 - (2) 個々の診療施設において常時診療業務に従事する獣医師が4名以上いる施設であること。

○農林水産大臣の指定する診療施設(農林水産省告示)

獣医師法第16条の2第1項の規定に基づき、全国で4診療施設及び8診療施設群が臨床研修施設として指定されている。

【様式：臨床研修実施状況報告の記入例】

平成12年5月〇〇日

農 林 水 産 大 臣 殿

所 在 地 東京都千代田区霞が関1-2-1

代表者氏名 農林大学農学部獣医学科

家畜病院長 農 林 太 郎 印

臨 床 研 修 実 施 状 況 に つ い て

獣医師法第16条の3の規定に基づき、平成〇〇年度中における同法の臨床研修の実施状況を下記のとおり報告致します。

記

(単位：人)

実施期間	修了人数					
	農業共済組合等	市町村	都道府県	民間会社	個人開業	計
11年4月1日～11年9月31日(6ヵ月)	1				4	5
11年4月1日～11年3月31日(1ヵ年)	1				2	3
10年4月1日～11年3月31日(2ヵ年)				1		1
合計	2	0	0	1	6	9

注：実施期間が1ヵ年を超える場合は、実施期間が終了した年度に報告することとする。

注) 臨床研修修了後の就業先は、農業共済組合等(農協を含む)、市町村、都道府県、民間会社、個人開業で区分し、その人数を記入する。更に、次の「参考」を添付する。

参考：平成11年度臨床研修修了者一覧

	修了者氏名	年齢	卒業年月	実施期間	獣医師免許 登録番号	就業先区分
1	牛山好夫	31	H 7. 3	11年4月1日～11年9月31日	No. 31567	個人開業
2	農林花子	27	H10. 3	11年4月1日～11年9月31日	No. 32345	農業共済組合等
3	犬飼四郎	32	H 6. 3	11年4月1日～11年9月31日	No. 30059	個人開業
4	鳥海弘之	24	H11. 3	11年4月1日～11年9月31日	No. 34352	個人開業
5	亀山彬	24	H11. 3	11年4月1日～11年9月31日	No. 34678	個人開業
6	猫川利香	24	H11. 3	11年4月1日～11年3月31日	No. 34891	個人開業
7	犬塚拓也	25	H11. 3	11年4月1日～11年3月31日	No. 32795	個人開業
8	野牛努	24	H11. 3	11年4月1日～11年3月31日	No. 34709	農業共済組合等
9	鳥谷ひなの	27	H 9. 3	10年4月1日～11年3月31日	No. 32070	民間会社等

新疾病等防疫体制強化事業・獣医師卒後臨床研修指針策定事業

発行 2000年3月

発行者 社団法人 日本獣医師会

〒107-0062 東京都港区南青山1-1-1 新青山ビル

TEL 03-3475-1601 FAX 03-3475-1604

※許可なしに転載、複製することを禁じます。

©2000 社団法人 日本獣医師会

Printed in Japan

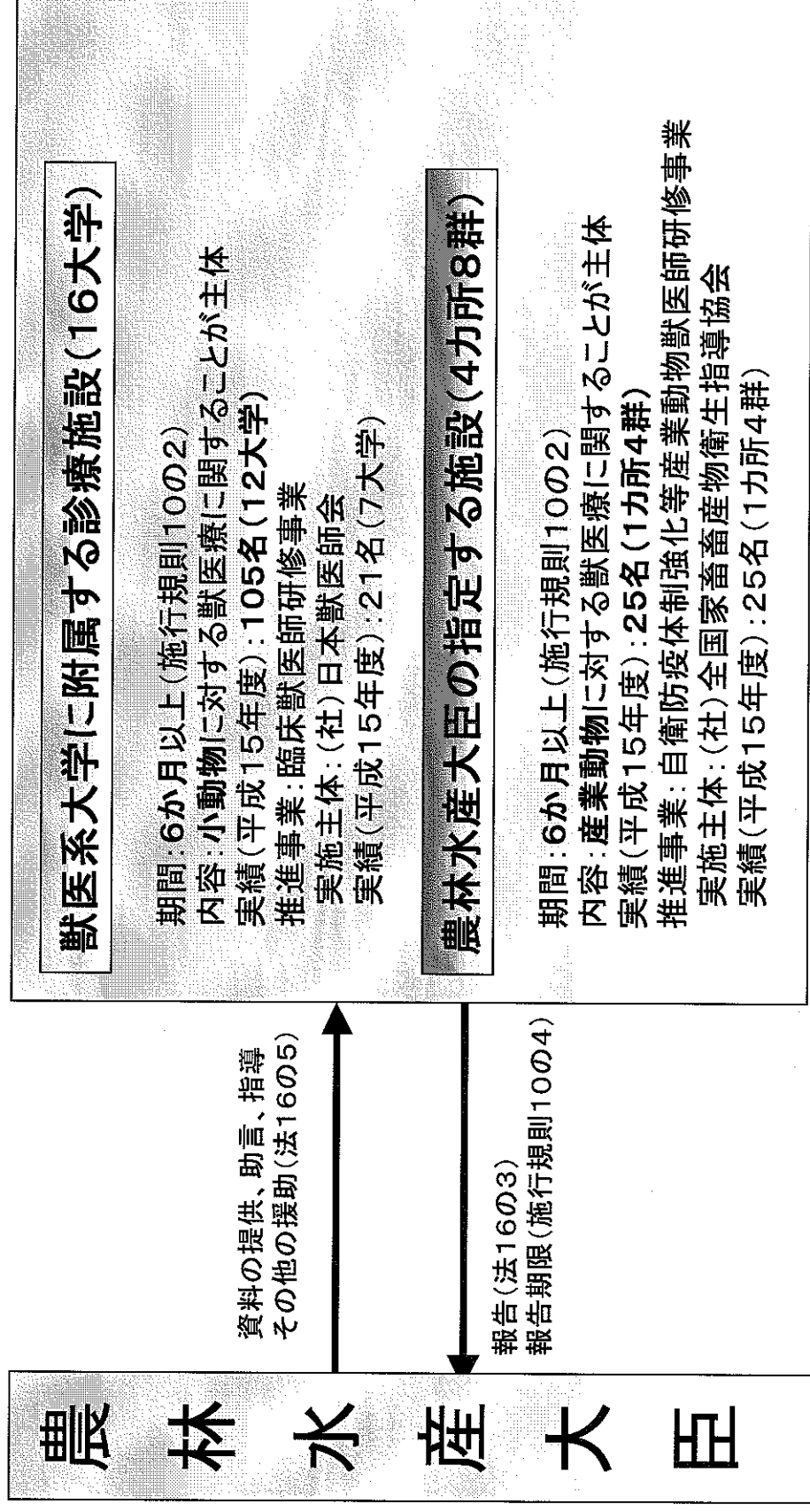
獣医系大学における臨床研修実施状況

(単位:人)

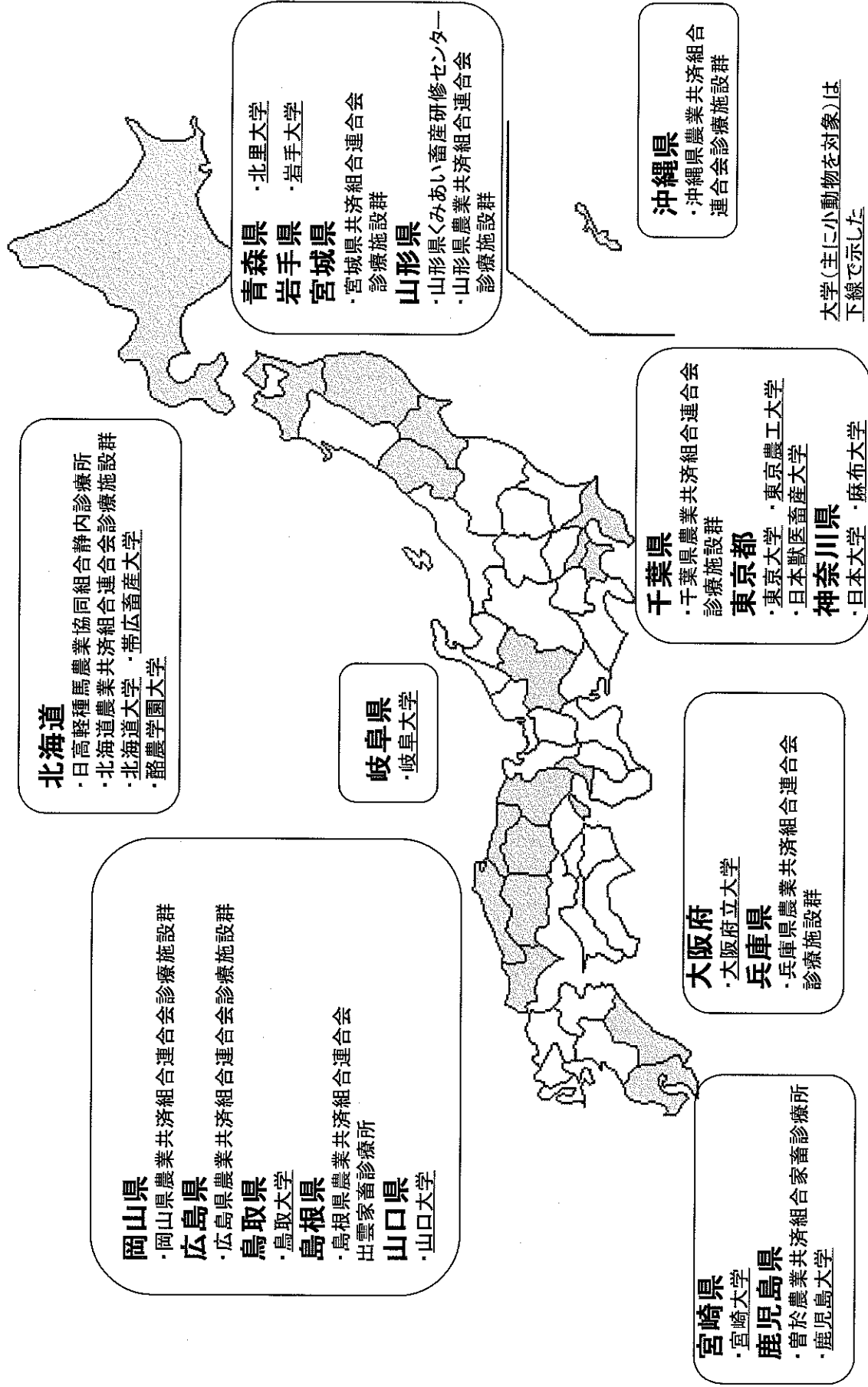
大学名	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	合 計
北海道大学	1	7	0	0	0	8
帯広畜産大学	0	1	0	0	0	1
岩手大学	1	1	0	0	1	3
東京大学	19	21	11	15	12	78
東京農工大学	2	3	0	4	2	11
岐阜大学	5	0	1	1	0	7
山口大学	2	0	3	1	0	6
鳥取大学	0	0	0	0	1	1
宮崎大学	0	0	1	2	0	3
鹿児島大学	1	0	0	0	1	2
大阪府立大学	12	10	2	3	2	29
酪農学園大学	13	8	0	0	4	25
北里大学	2	3	2	2	3	12
日本獣医畜産大学	14	9	2	4	19	48
日本大学	6	9	1	5	5	26
麻布大学	13	8	9	6	51	87
合 計	91	80	32	43	101	347

*: 獣医師法第16条の3に基づく報告

現在の臨床研修の状況



臨床研修を行う施設(平成16年)



大学(主に小動物を対象)は
下線で示した